

令和元年12月19日

# 貸与奨学金制度の概要について

- 1 奨学金事業に関する法令
- 2 貸与奨学金の種類
- 3 - 1 貸与月額と貸与期間(第一種)
- 3 - 2 貸与月額と貸与期間(第二種)
- 4 奨学金事業予算
- 5 貸与奨学金事業費の推移
- 6 奨学金申込の流れ(在学採用)
- 7 - 1 機関保証制度について 1
- 7 - 2 機関保証制度について 2
- 8 推薦依頼から採用までの流れ(在学採用)
- 9 採用から貸与終了までの概要
- 10 奨学金の返還回収の概要
- 11 法的処理
- 12 - 1 返還困難者への救済措置について 1
- 12 - 2 返還困難者への救済措置について 2

## ■ 日本国憲法、教育基本法及び独立行政法人日本学生支援機構法、大学等における修学の支援に関する法律

### ▶ 日本国憲法 第26条（第1項）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

### ▶ 教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2.国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3.国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

### ▶ 独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

### ▶ 大学等における修学の支援に関する法律 第1条

この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

## 2 貸与奨学金の種類

■令和元年度における日本学生支援機構の貸与奨学金は以下のとおり。

区分		第一種奨学金（無利子）	第二種奨学金（有利子）	
対象学種		大学、短大、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程	大学、短大、高等専門学校（4・5年生）、大学院、専修学校専門課程	
貸与月額		学生が選択 ・私大・自宅外通学の場合 最高月額：64,000円、選択月額：5万円、4万円、3万円、2万円 ※最高月額は機構の定める収入基準を満たす場合選択可	学生が選択 ・大学の場合、2～12万円（1万円刻み）から選択	
貸与基準 （大学）	学力	①高校成績が3.5以上（1年生） 又は ②大学成績が学部内において上位1/3以内（2年生以上） ③家計支持者の住民税が非課税である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者で、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがある者又は学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがある者	①平均以上の成績の者 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる者 又は ③勉学意欲のある学生	
	家計	801万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安	1,144万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安	
返還方法		・返還方式を「定額返還方式」、「所得連動返還方式」から選択 ・減額返還（定額返還方式のみ）、返還期限猶予制度（※）あり ※「猶予年限特例」対象者は、卒業後一定額の収入を得るまでの間は、返還期限を猶予	・返還方式は「定額返還方式」のみ ・卒業後20年以内での月賦または月賦半年賦併用による元利均等返還 ・減額返還、返還期限猶予制度あり	
返還利率		—	上限金利3%（在学中は無利息） 利率固定方式と利率見直し方式の選択制（平成19年度～） （令和元年8月時点）	
			利率固定方式 0.015%	利率見直し方式（5年毎） 0.002%
返還免除		死亡・心身障害による免除 特に優れた業績による免除（大学院のみ）	死亡・心身障害による免除	

# 3-1 貸与月額と貸与期間（第一種）

■第一種奨学金の貸与月額は、学種・設置者・入学年度等によって異なる。

区 分		貸 与 月 額					最高月額	貸 与 期 間						
								貸 与 始 期			貸 与 終 期			
								予約	在学	緊急	予約・在学	緊急		
大 学	国・公立	自宅	20,000	30,000			45,000	4月	入学月を限度に家計急変事由の発生月以降で奨学生が希望する月	卒業・修了予定年月	事由発生 of 年度末3月。ただし、貸与を受ける年度の末においてもなお第一種奨学金を必要とし願った場合は、翌年度末とし、修業年限を限度として延長できる。			
		自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000							
	私立	自宅	20,000	30,000	40,000		54,000							
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	64,000							
短期大学 専修学校（専門課程）	国・公立	自宅	20,000	30,000			45,000							
		自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000							
	私立	自宅	20,000	30,000	40,000		53,000							
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000							
高等専門学校	1～3年次	国・公立	自宅	10,000	21,000							4月	卒業・修了予定年月	事由発生 of 年度末3月。ただし、貸与を受ける年度の末においてもなお第一種奨学金を必要とし願った場合は、翌年度末とし、修業年限を限度として延長できる。
			自宅外	10,000	22,500									
		私立	自宅	10,000	32,000									
			自宅外	10,000	35,000									
	4～5年次	国・公立	自宅	20,000	30,000			45,000						
			自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000						
		私立	自宅	20,000	30,000	40,000		53,000						
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000						
大学院	修士課程		50,000	88,000			4月	卒業・修了予定年月	事由発生 of 年度末3月。ただし、貸与を受ける年度の末においてもなお第一種奨学金を必要とし願った場合は、翌年度末とし、修業年限を限度として延長できる。					
	専門職大学院													
	博士課程		80,000	122,000										
通信教育 夏季・冬季スクーリング （大学・専修学校専門課程）			88,000					一面接授業期間						

※ 上表における貸与月額は、平成30年度以降に新たに大学等に入学する者から適用。  
 ※ 世帯の年収・所得が別途定める基準以上の場合、最高月額以外の月額から選択。

## 3-2 貸与月額と貸与期間（第二種）

■第二種奨学金は、奨学生が希望する貸与月額を選択する。

区 分	貸 与 月 額	貸 与 期 間			
		貸 与 始 期			貸与終期
		予約	在学	応急	予約・在学・応急
大学・短期大学・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）	2万円～12万円（1万円刻み）から奨学生が希望する額を選択	4月	4月～9月の間で奨学生が希望する月	4月～3月の間で奨学生が希望する月。ただし、家計急変の生じた月まで（当該年度入学者は入学年月まで）遡ることができる。	卒業・修了 予定年月
大 学 院	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から奨学生が希望する額を選択	4月			

■上記貸与月額の他に、私立大学の医学・歯学を履修する課程に在学する者については16万円を、薬学・獣医学を履修する課程に在学する者については14万円を、法科大学院の法学を履修する課程に在学する者については19万円又は22万円の貸与月額を選択することができる。

■入学年次に本人の希望により入学時特別増額貸与奨学金（10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から奨学生が希望する額を選択）を受けることができる。

# 4 奨学金事業予算

## 予算額

(単位: 億円)

区 分		平成30年度	令和元年度	比較増△減	
事業費合計 (A+B+C)		10,459	10,638	179	
給 付	事業費総額 (A)	87	152	65	
	財 源 国 庫 補 助 金	△ 105	140	245	
(無利息) 第 一 種	事業費総額 (B)	3,601	3,724	123	
	財 源	政 府 貸 付 金	959	1,029	70
		民 間 資 金 借 入 金	186	328	142
		返 還 金 等	2,456	2,367	△ 89
(利息付) 第 二 種	事業費総額 (C)	6,771	6,762	△ 9	
	財 源	財 政 融 資 資 金	7,043	6,694	△ 349
		財 投 機 関 債	1,200	1,200	0
		借 入 金 償 還 等 ( 返 還 金 )	△ 1,472 (△ 6,018)	△ 1,132 (△ 5,876)	340 (142)
		利 子 補 給 金	0	0	0

※合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

## 予算人員

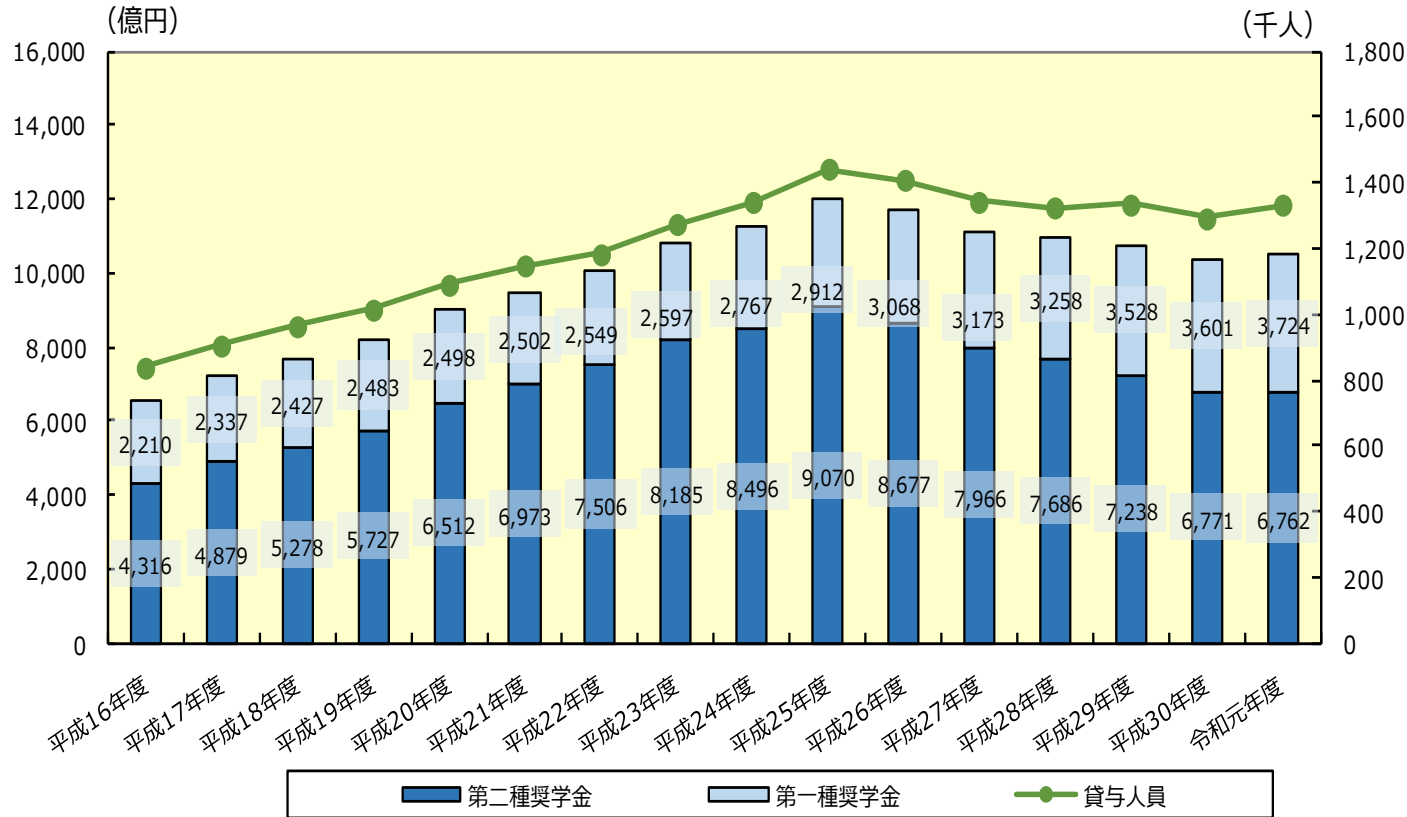
(単位: 万人)

区 分	平成30年度	令和元年度	比較増△減
合計	131.8	137.2	5.4
給付奨学金	2.3	4.1	1.8
第一種奨学金	53.8	56.6	2.8
第二種奨学金	75.7	76.5	0.8

※合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

# 5 貸与奨学金事業費の推移

## 事業費・貸与人員の推移



## 学生数に対する貸与率 (30年度)

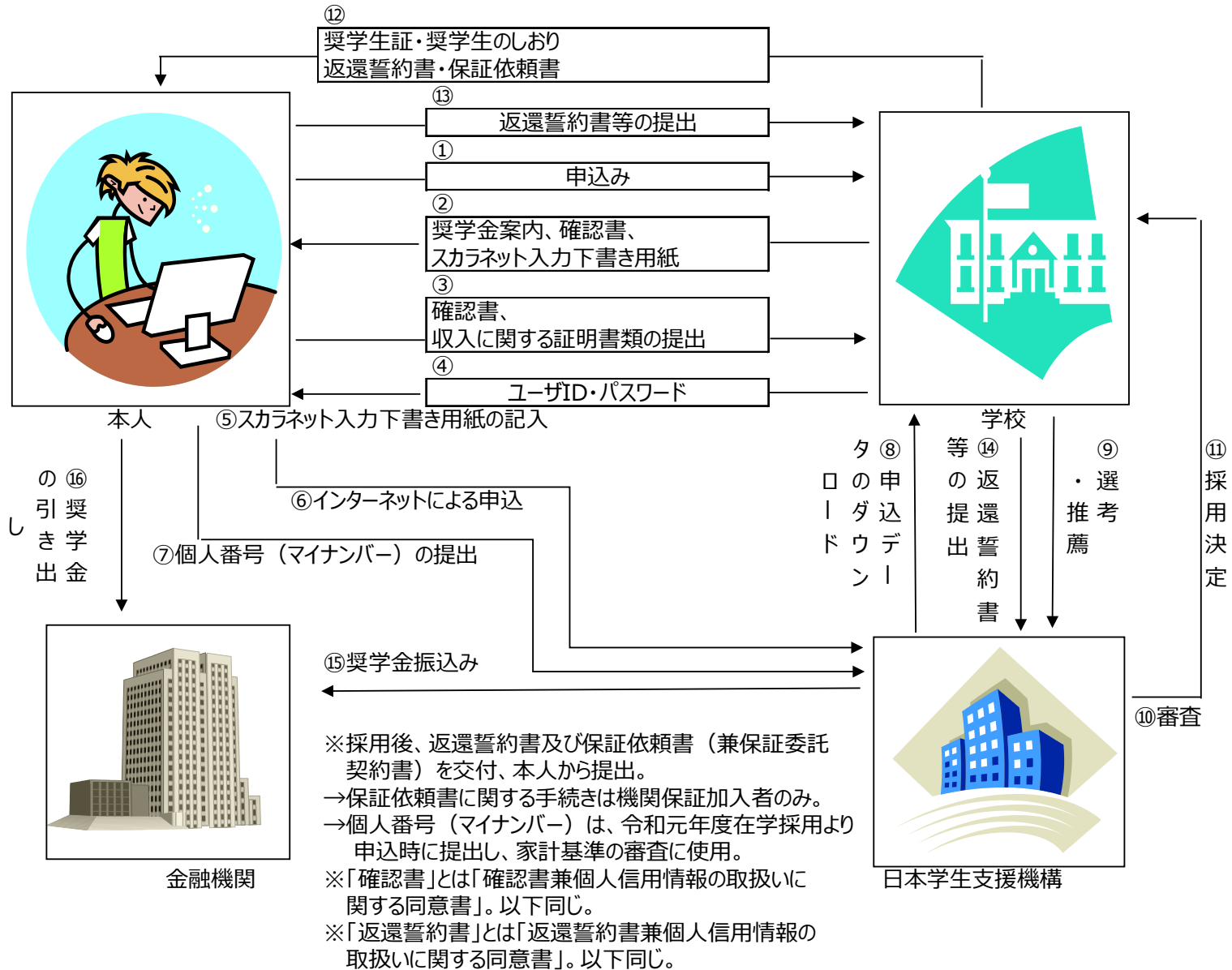
学種	貸与率
大学	36.8%
大学院	28.4%
高等専門学校	6.3%
専修学校専門課程	41.9%
計	36.6%

(注1) 貸与率は30年度貸与実績÷30年度学生数(実員)  
(注2) 上記は、海外留学奨学金を含まない

- ※ 1 上記は当初予算である。
- ※ 2 上記は、高等学校分を含まない。
- ※ 3 上記は、平成29年度に創設された給付奨学金を含まない。



# 6 奨学金申込の流れ（在学採用）



# 7-1 機関保証制度について 1

- 機構の奨学金の貸与を受けるためには連帯保証人が必要。
- 平成15年度までは「人的保証」（自然人による連帯保証及び保証）のみであったが、平成16年度の機構設立に際して、「機関保証制度」を新たに創設。
- このことにより、連帯保証人等に適任者を得ることができなくても、奨学金の貸与を受けることが可能となった（本人に奨学生としての自覚がより強く求められる）。
- 機構においても、奨学生本人が返還できなくなった場合における債権の保全が強化される。
- 学位取得を目的とした海外留学のための奨学金の貸与については、機関保証と人的保証の二つの保証が必要。
- 機関保証実施機関は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」）。
- 毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引いて奨学生の口座に振込む。  
差し引かれた保証料は日本学生支援機構から協会に送金。（このほか、奨学生が協会に毎月の保証料を直接支払う方法もある。）
- 保証の範囲は、元金、利息及び延滞金。
- 保証料率などの基本事項については、日本学生支援機構の業務方法書（文部科学大臣の認可事項）に規定することで、国が適切に監督する。
- 保証料率は、年0.7%未満（業務方法書第10条の2）。

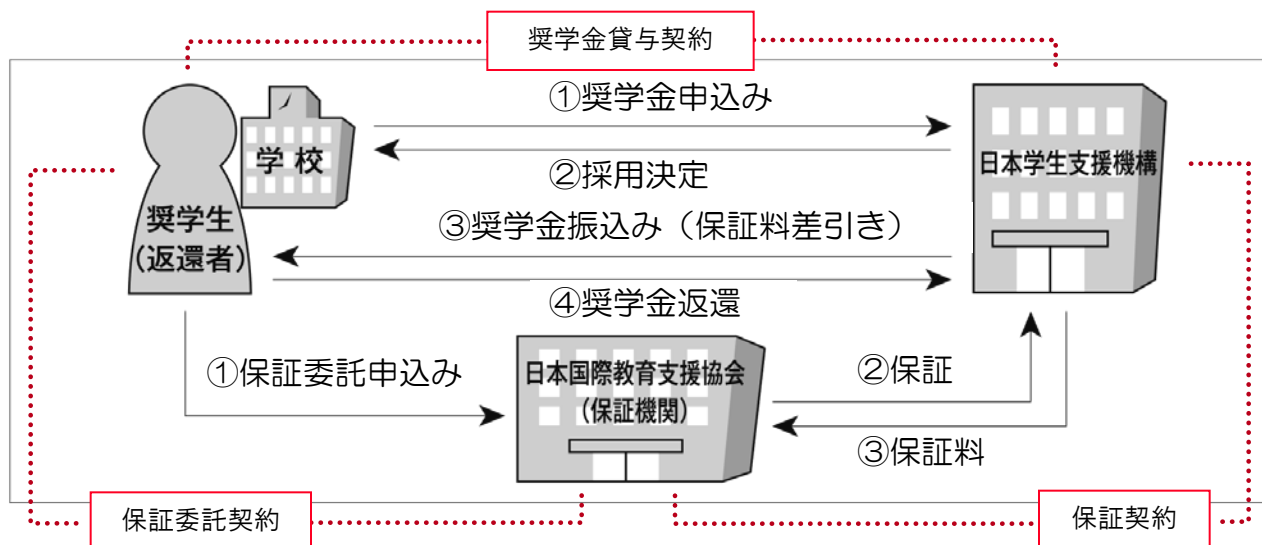
## 保証料の目安

	第一種奨学金	第二種奨学金
保証料月額	月額1,262円 ※1	月額2,108円 ※2

- ※1 令和元年度採用の第一種奨学生（国公立・大学学部・自宅外）が、貸与月額40,000円・貸与月数48月で奨学金の貸与を受けた場合の保証料月額。
- ※2 令和元年度採用の第二種奨学生が貸与月額50,000円・貸与月数48月・貸与利率0.14%で奨学金の貸与を受けた場合の保証料月額。

- 保証債務の履行（代位弁済）後、協会は機構に支払った金額を奨学生に請求する（返還免除・猶予の制度もある）。

## 7-2 機関保証制度について 2



① 学生が機構に奨学金を申し込む。

同時に「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下「保証機関」という）に対して保証委託の申し込みを行う。

② 保証機関が債務の保証をし、機構が奨学生として採用決定する。

- ・ 奨学生 ⇄ 機構 : 「奨学金貸与契約」
- ・ 奨学生 ⇄ 保証機関 : 「保証委託契約」
- ・ 機構 ⇄ 保証機関 : 「保証契約」（制度創設時に「包括保証契約」を締結）

③ 機構は、奨学金の貸与額から保証料を差し引いた額を振り込む。

奨学金から差し引いた保証料は、機構が奨学生に代わり、保証機関に送金する。

④ 貸与終了後、奨学生は機構に対して奨学金を返還する。

### 機関保証選択者の割合(※)

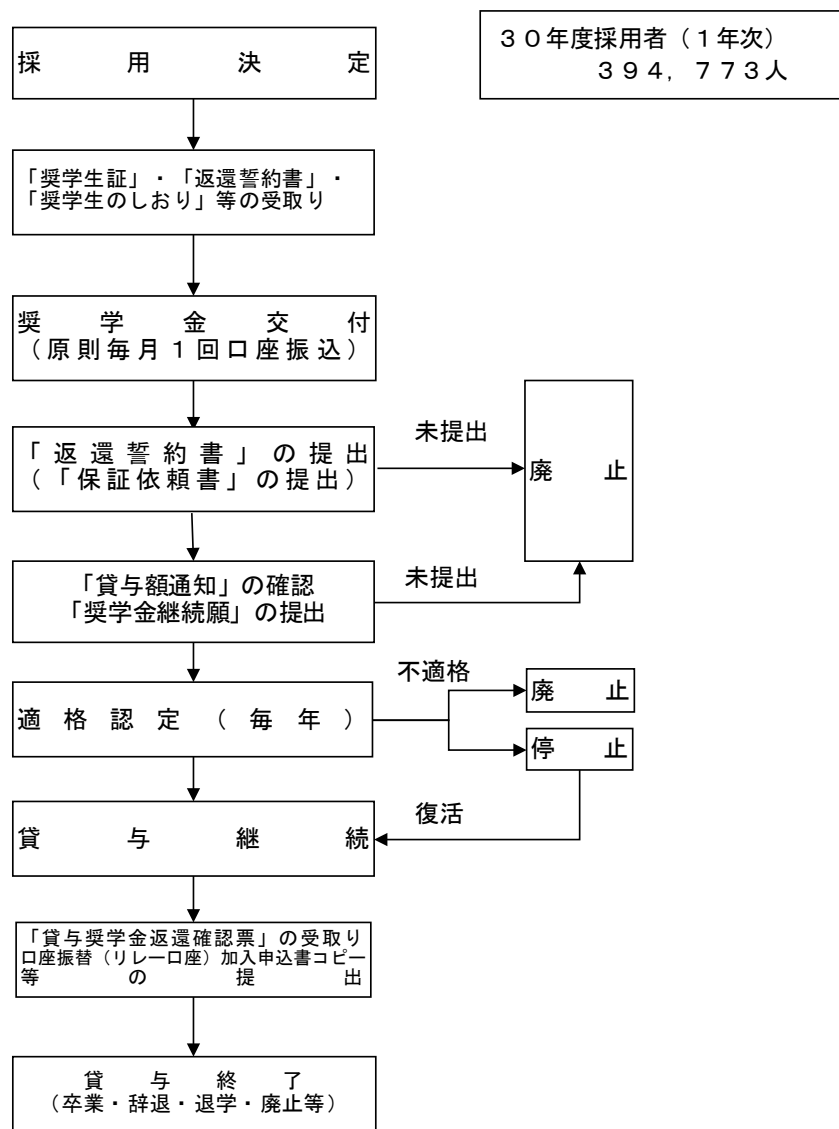
20年度	37.8%
21年度	39.5%
22年度	45.6%
23年度	46.4%
24年度	46.7%
25年度	48.0%
26年度	46.3%
27年度	43.5%
28年度	41.3%
29年度	44.0%
30年度	47.7%

(※) 各年度の新規採用奨学生のうち、機関保証を選択した者の割合

## 8 推薦依頼から採用までの流れ(在学採用)

4月	(機構)	各学校へ推薦を依頼
4月上旬 ~ 6月下旬	(学校)	在学生に対し申込時説明会を実施 (学校) 「奨学金案内」等を学生に配付 (学生) 確認書・スカラネット入力下書き用紙・各種証明書類を学校へ提出 ・確認書 本人が未成年者の場合、親権者(または後見人)の署名・押印 ・収入に関する証明書類(該当者のみ) ・特別控除に関する証明書類(該当者のみ) (学校) 学生にインターネット入力に必要なパスワードを提示
	(学生)	インターネットによる申込(機構へ)
	(学生)	マイナンバー提出書を提出(機構へ)
	(学校)	申込データ及び選考ソフトのダウンロード(機構から)
	(学校)	選考ソフトの運用 (学校) 人物・学力・家計の基準に基づき推薦者を選考
	(学校)	推薦者データのアップロード(機構へ) (学校) 確認書等は学校保管
6月中旬 ~7月上旬	(機構)	奨学生採用決定 (機構) 奨学生採用決定通知、奨学生証、返還誓約書等を学校へ送付

# 9 採用から貸与終了までの概要



30年度	適格認定対象者	904,110人
	廃止	10,243人
	停止	9,767人
	警告	18,212人

## ■ 奨学生の補導

- 「適格認定」を実施し、奨学生の実情に即応した適切な措置を講じている。
- 奨学金の継続貸与を希望する奨学生(最上級学年の者を除く)は、毎年1回、経済状況・学生生活状況・学修状況について「奨学金継続願」をインターネットを通じて機構へ提出する。
- 学校長は機構が提供する電子的データに基づき、「奨学金継続願」を提出した奨学生について学修状況と人物・経済状況を総合的に判断して、継続貸与又は廃止、停止、警告の措置を認定し機構にインターネットを通じて報告する。
- 学校長の報告に基づき、機構は奨学生の処置を決定する。

## ■ 奨学生の異動

- 奨学生の身分に変動(退学・休学等)が生じた場合、奨学生は学校を通じて、異動願(届)を機構へ提出し、奨学金の貸与終了、休止の手続きをとらなければならない。
- 貸与中の奨学金が不要となった場合は、学校を通じて奨学金の辞退を申し出たうえで貸与終了とすることができる。

## ■ 貸与終了時

- 貸与奨学金返還確認票
  - 貸与月額変更等により当初の貸与予定総額が変更となる場合があるため、貸与総額を改めて確認。
- 口座振替(リレー口座)加入申込書(預・貯金者控)のコピーの提出

# 10 奨学金の返還回収の概要

## 返還金の督促

月日	10/27	11/27	12/27	1/27	2/27	3/27	4/27	5/27	6/27	7/27	8/27	9/27	10/27	11/27	12/27
振替不能回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	13回目	14回目	15回目
延滞月数	1月		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月
延滞期間	1月未満 (1月目)	2月未満 (2月目)	3月未満 (3月目)	4月未満 (4月目)	5月未満 (5月目)	6月未満 (6月目)	7月未満 (7月目)	8月未満 (8月目)	9月未満 (9月目)	10月未満 (10月目)	11月未満 (11月目)	12月未満 (12月目)	13月未満 (13月目)	14月未満 (14月目)	15月未満 (15月目)
個信関係	通知1 予告	通知2 注意	通知3 警告		登録※										
人的保証	振替不能通知 督促架電			延滞3月となった者を回収委託する (延滞9月未満の間は委託を継続する)						支払督促 予告		支部へ 申立通知	順次申立		
機関保証	振替不能通知 督促架電			延滞3月となった者を回収委託する (延滞9月未満の間は委託を継続する)						催告書	訪問調査	期限の利益の 喪失	代弁請求 代弁実行		

※新規返還開始者の場合は返還開始後6月間は登録しないため、10月新規返還開始の場合は6月経過後の登録となる。

### [「サービス」を活用した督促架電]

#### 〈主な架電先〉

- 不能1回目…本人
- 不能2回目…連帯保証人
- 不能3回目…本人(保証人 ※)
- ※ 不能3回目においては、本人、連帯保証人への督促ができない場合に保証人へ督促を行う。
- ※ 個信登録同意者本人(未登録者)に対しての個信の案内を行う。

### [「サービス」を活用した回収委託]

#### 〈主な回収委託の方法〉

- ①本人、連帯保証人への督促
- ②保証人に対する督促
- ③住所調査(転居の有無の確認、架電による確認、機構への報告)
- ④返還期限猶予の案内
- ⑤分割返還
- ⑥訪問による督促
- ⑦個信登録同意者本人(未登録者)に対しての個信の案内 等

### [「人的保証」の延滞者に対する督促]

#### 〈法的処理の実施〉

- 支払督促申立予告書を送付し、入金・応答のない者について支払督促申立を行う。
- ※ ただし、分割返還中の者、返還期限の猶予申請中の者、住所調査中の者等を除く。

### [「機関保証」の延滞者に対する督促]

#### 〈代位弁済請求までの督促方法〉

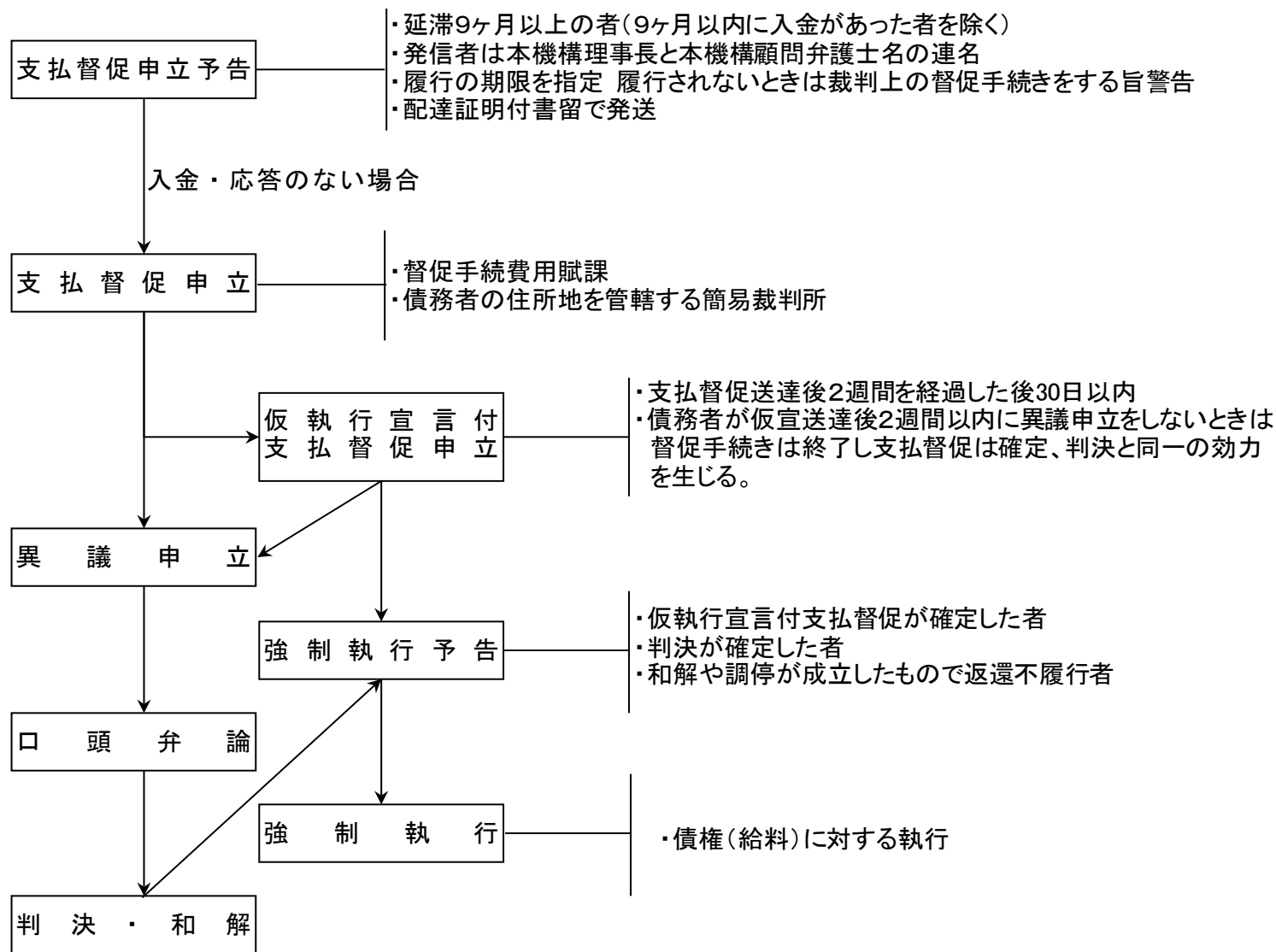
- ①延滞10月目の者に対して、催告書を送付する。
- ②延滞11月目の者に対して、訪問実施調査を行う。
- ③延滞12月に達した者に対して、期限の利益の剥奪を行い、日本国際教育支援協会に対して代位弁済請求を行う。
- ※ ただし、分割返還者及び猶予申請者に対しては、個別の返還指導を行う。

### <参考>平成21年9月以前からの延滞債権に対する返還督促の方法について

平成21年9月以前から延滞状態にある者については、次のとおり返還者の状況(※)に応じた督促を実施する

- ①請求書等の督促文書が返戻となった者に対する役場への住所調査を実施。
- ②請求書送付時に「サービス」を活用した電話による督促。(本人、連帯保証人等)
- ③分割返還希望者や返還期限の猶予希望者に対する個別返還指導を実施。 ※「返還者の状況」とは、住所状態、過去6ヶ月以内の入金の有無(分割返還の入金履行状況)、返還者との折衝の有無等である。
- ④「サービス」への回収業務委託を実施。(効果的な対象要件を策定)
- ⑤支払督促申立予告書の発送等、法的処理の実施

# 11 法的処理

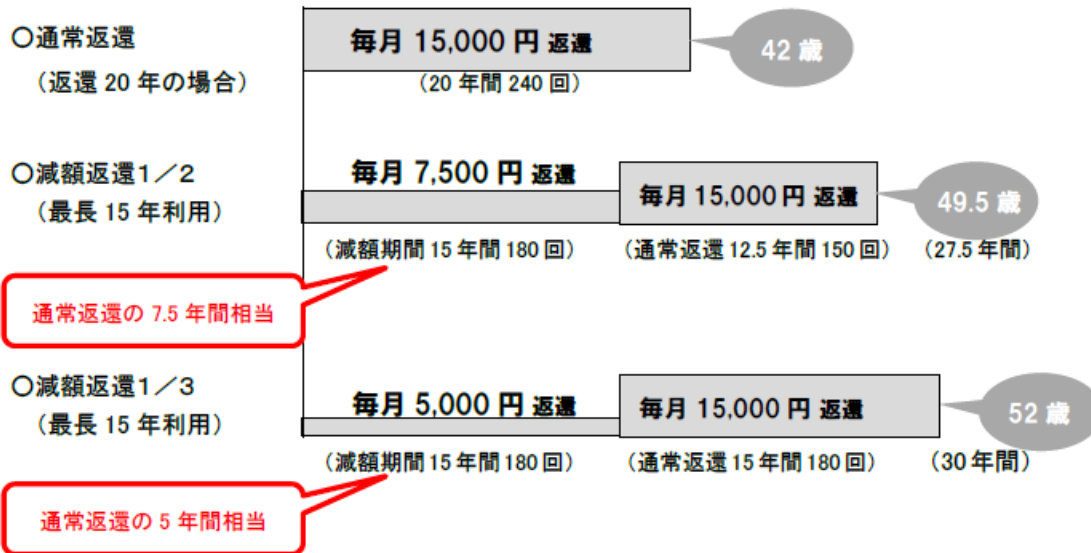


## 減額返還制度

○経済的理由により返還困難となっている者のうち、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、一定の要件(収入金額325万円以下など)を満たすことで、一定期間、当初割賦金額を2分の1又は3分の1に減額し、返還期間を延長することにより、返還者の負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図る。

### 通常返還と減額返還の比較 (20年間 240回 返還 15,000円/月)

(例)22歳返還開始の通常返還・減額返還利用の比較。年齢は返還完了の年齢。



## 返還期限猶予制度

### ○在学猶予

大学、大学院等に在学中(外国の学校も含む)は、在学届等の提出によって返還期限を猶予される。

### ○一般猶予

右表の事由に該当し返還が困難な場合は、願い出により返還期限を猶予される。返還期限猶予の事由及び猶予の期間等は右表のとおりである。

猶予の事由	猶予の期間
災害 ※1	その事由が続いている期間中、1年ごとに願い出る。 ※1 災害は、原則として災害の発生から5年以内に限る。
病氣中	
生活保護	
入学準備 ※2	その事由が続いている期間中、1年毎に願い出る。通算して10年が限度。 ※2 卒業後1年以内に限る。
経済困難(年収300万円以下、給与所得者以外は200万円以下)・失業中等	



## 返還免除制度

### ○死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除

- ・奨学金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により返還できなくなったときは、願い出により、返還未済額の全部又は一部を免除する。(無利子・有利子の全奨学生対象)

### ○特に優れた業績による返還免除 (平成16年度以降の採用者より適用)

- ・大学院において無利子貸与を受けた学生のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合は、貸与終了時に奨学金の全部又は一部の返還を免除する。
- ・博士課程進学へのインセンティブを付与し、給付的効果を充実させるため、平成27年度以降、博士課程に進学し奨学生に採用された時点で返還免除者として内定できる制度を導入した。また、平成30年度以降博士課程進学者から推薦枠を増やすとともに、制度活用のため、増となる推薦枠を内定制度に限定した。